

Q 5. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為（役務の提供を受けることを勧誘する行為を含みます。）について不法行為（民法第 709 条）が成立するときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、勧誘をした信者に対し、これらの代金相当額の損害賠償を請求することができます。比較的多数の裁判例¹は、宗教団体の信者が寄附や物品購入を勧誘する行為が、その目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、不法行為が成立すると判断しています。なお、勧誘行為と寄附が継続して多数回行われた事案で、一つ一つの勧誘行為ではなく、一連の行為を全体として見て社会的に相当な範囲を逸脱しているとして、一連の行為全体について不法行為が成立すると判断した裁判例²もあります。

また、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為について不法行為が成立する場合において、その宗教団体と勧誘した信者との間に実質的な指揮監督関係があり、かつ、その不法行為がその宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、その宗教団体に対し、使用者責任（民法第 715 条）に基づき、これらの代金相当額等の損害賠償を請求することができます。

¹ 東京地裁平成 19 年 5 月 29 日判タ 1261 号 215 頁、東京地裁平成 18 年 10 月 3 日判タ 1259 号 271 頁等

² 名古屋地裁平成 24 年 4 月 13 日判時 2153 号 54 頁